

高知大学保有個人情報管理委員会規則

平成 17 年 3 月 9 日
規則 第 436 号

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日規則第 4 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人高知大学に、国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、高知大学保有個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行い、その結果を役員会に報告するものとする。

- (1) 個人データ及び保有個人情報（国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則第 2 条に規定するものをいう。以下同じ。）の適切な管理に係る事項
- (2) 個人データ及び保有個人情報の管理に係る連絡及び調整事項
- (3) 個人データ及び保有個人情報の管理に係る規則等の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他役員会が必要と指示した事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (2) 最高情報セキュリティ責任者
- (3) 学術情報基盤図書館長
- (4) 医学部附属医学情報センター長
- (5) 個人情報開示等委員会から選出された教員 1 人
- (6) 総務部総務課長
- (7) 研究国際部学術情報課長
- (8) 学務部学務課長
- (9) 医学部・病院事務部総務企画課長
- (10) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第 5 号及び第 10 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、

委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日規則第15号）

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第116号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 6 日規則第 16 号）
この規則は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規則第 4 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。